

国立大学法人奈良教育大学ホームページ管理運用規則

平成16年12月16日
制 定

改正 平成18年 8月30日規則第81号
改正 平成22年 3月17日規則第14号
改正 平成23年 3月24日規則第22号
改正 平成24年 2月22日規則第17号
改正 平成24年11月 8日規則第41号
改正 平成26年 3月19日規則第 9号
改正 平成27年 7月29日規則第39号

(趣旨)

第1条 この規則は、国立大学法人奈良教育大学（以下「本学」という。）が広報活動の一環として、インターネット上に公開するホームページ（以下「大学ホームページ」という。）の適正な管理運用を図るため、必要な事項を定める。

(ホームページの管理)

第2条 大学ホームページは、国立大学法人奈良教育大学広報委員会（以下「委員会」という。）が管理する。

(定義)

第3条 この規則における用語の定義は、次の各号に定めるところによる。

- 一 部局等 事務局、教育学部、教育学研究科、図書館、センター、附属学校園
- 二 大学ホームページ 公式ホームページ (<http://www.nara-edu.ac.jp/>) をトップページとするフロントページ及びリンクページから構成されたホームページ
- 三 フロントページ 大学ホームページのうち、本学が最初に表示するホームページ
- 四 リンクページ フロントページにリンクされた部局等が編集し管理するホームページ

(基本方針)

第4条 大学ホームページで公開する情報は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- 一 大学の概要等大学全般に関する情報
- 二 大学の教育研究活動等に関する情報
- 三 大学の学生・院生の教育研究活動および課外活動等に関する情報
- 四 大学の入学希望者等に対する進学に関する情報
- 五 大学の卒業生の進路に関する情報

- 六 大学が主催する事業等に関する情報
 - 七 大学と地域社会との連携に関する情報
 - 八 その他委員会が特に必要と認める情報
- 2 大学ホームページは、本学の教育研究活動に相応しく、適切性、正確性及び適時性に配慮するとともに、次の各号に該当する情報を掲載してはならない。
- 一 人権及びプライバシーを侵害するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - 二 知的財産権を侵害するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - 三 公序良俗に反するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - 四 個人又は団体を誹謗中傷するもの、又はそのおそれのあるもの。
 - 五 営利、政治的活動又は宗教活動を目的とするもの、又はそのおそれのあるもの。
 - 六 「不正アクセス行為の禁止等に関する法律」で禁じられているもの。
 - 七 その他本学の管理運営上、不適切と認められるもの。
- 3 公開する情報は、各「リンクページ」の部局等のメールアドレスの記載等により責任の所在を明らかにするとともに、問い合わせ等に対応するものとする。

(総括管理者)

- 第5条 大学ホームページによる適正な広報を確保するため、総括管理者を置く。
- 2 総括管理者は、広報委員会委員長をもって充てる。
 - 3 総括管理者は、大学ホームページを管理するとともに、大学ホームページに係る学内外の連絡調整に当たるものとする。
 - 4 総括管理者は、フロントページの編集を総務課に委任する。

(管理責任者)

- 第6条 部局等が公開するホームページを管理するため、部局等毎に管理責任者を置き、各部局等の長（事務局にあっては事務局長、教育学部及び教育学研究科にあっては副学長（教育担当）、図書館にあっては図書館長、センターにあってはセンター長、附属学校園にあっては附属学校（園）長とする。）をもって充てる。

(部局等管理者)

- 第7条 部局等が公開するホームページを作成、編集するため、部局等毎に部局等管理者を置き、管理責任者が指名する者（事務局にあっては各課課長相当職とする。）をもって充てる。
- 2 部局等管理者は、広報委員会が定める「国立大学法人奈良教育大学ホームページ作成のガイドライン」に沿って、ホームページの作成に当たるものとする。

(フロントページへのリンク)

- 第8条 新たにリンクページを作成しようとするときは、部局等管理者は、総務課長へ書面で申し出るものとする。ただし、「新着情報」及び「イベント情報」の箇所については、事前に内容を書面で総務課へ提出することで、これに換えるものとする。

2 部局等管理者は、その情報の重要性、必要性からフロントページに掲載することが望ましいと判断するものについて、遅滞なくリンクページを作成するものとする。

(情報の修正等)

第9条 総括管理者は、リンクページが第4条第2項各号に該当すると判断した場合は、当該リンクページの管理責任者に対し、情報の修正又は削除を求めることができる。

2 総括管理者は、前項の求めに応じないと認められるときは、そのホームページのリンクを解除することができる。

(本学ホームページサーバーの運用管理)

第10条 本学ホームページサーバーの運用管理は、次世代教員養成センター情報館の協力を得て、総務課が行う。

(雑則)

第11条 この規則に定めるもののほか、大学ホームページの管理運営の実施に必要な事項は、委員会の意見を聴いて学長が別に定める。

附 則

この規則は、平成16年12月16日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則 (平成18年規則第81号)

この規則は、平成18年8月30日から施行し、平成18年3月24日から適用する。

附 則 (平成22年規則第14号)

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年規則第22号)

この規則は、平成23年3月24日から施行する。

附 則 (平成24年規則第17号)

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 (平成24年規則第41号)

この規則は、平成24年11月8日から施行する。

附 則 (平成26年規則第9号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則 (平成27年規則第39号)

この規則は、平成27年7月29日から施行し、平成27年4月1日から適用する。